

令和3年12月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知につきまして、日本医師会ならびに大阪府より情報提供がありました。同通知は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことを知らせるものです。改正の概要として、①現在、紙で発行している予防接種証明書に関し、申請者に対して電子交付する規定を創設、②海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行できることが記載されています。

なお、本改正は令和3年12月20日（月）より施行されるとのことです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

参考) 大阪府通知より

- (1) 「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について（令和3年12月6日健発1206第84号薬生発1206第2号）
- (2) 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の交付について（令和3年12月6日健発1206第1号）
- (3) 医薬関係者からの医薬品の副作用及び感染症報告について（令和3年12月6日薬生安発1206第1号）

通知文掲載先（上記3件の通知が下記の大阪府ホームページに掲載）

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/kansen/tsuuchi_yobousesshu.html



【担当】
大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)